

改 正 案	旧
<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項 <u>（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(2) 家畜又は家きんの入手に関する事項</p> <p>(3) <u>家畜又は家きんの格付の表示の確認に関する事項（格付の表示の付された家畜又は家きんを受け入れる場合に限る。）</u></p> <p>(4) 家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。）に関する事項</p> <p>(5) <u>飼料の入手又は生産に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(6) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）</p> <p>(7) <u>飼料の給与に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(8) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項</p> <p>(9) <u>野外の飼育場への放牧に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(10) <u>家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(11) 人工照明による日長の延長に関する事項（採卵鶏を飼養する場合に限る。）</p> <p>(12) <u>繁殖方法に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）</u></p> <p>(13) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項</p> <p>(14) <u>家畜又は家きんの輸送に関する事項（家畜又は家きんを輸送する場合に限る。）</u></p> <p>(15) 搾乳に関する事項（乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る。）</p> <p>(16) <u>生産に使用する機械及び器具に関する事項（生産を行う場合に限る。）</u></p> <p>(17) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(18) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(19) 苦情処理に関する事項</p> <p>(20) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項</p> <p>(2) <u>飼養の対象とする家畜又は家きんの入手に関する事項</u> [新設]</p> <p>(3) <u>飼養の対象とする家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。）</u>に関する事項</p> <p>(4) 飼料の入手又は生産に関する事項</p> <p>(5) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）</p> <p>(6) 飼料の給与に関する事項</p> <p>(7) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項</p> <p>(8) 野外の飼育場への放牧に関する事項</p> <p>(9) 家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項</p> <p>(10) 人工照明による日長の延長に関する事項（採卵鶏を飼養する場合に限る。）</p> <p>(11) 繁殖方法に関する事項</p> <p>(12) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項</p> <p>(13) 家畜又は家きんの輸送に関する事項</p> <p>(14) 搾乳に関する事項（乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る。）</p> <p>(15) 生産に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(16) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(17) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(18) 苦情処理に関する事項</p> <p>(19) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p>

㉓ 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3・4 (略)

三～五 (略)

㉓ 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3・4 (略)

三～五 (略)